

院外処方箋における疑義照会簡素化[®]プロトコル

安曇野赤十字病院 薬剤部 2021.12.14 (Ver.1.0)

近年、厚生労働省は医療スタッフ間の連携を推進しており、現在多くの病院では疑義照会について、予め医師と薬剤師が協議の上、病院内での対応を決め、地域薬剤師会または各保険薬局との合意のもと、薬剤師の裁量で変更を行っています。

当院におきましても、医師の診療時間の確保と患者さんの投薬までの待ち時間の軽減、さらに適正使用の推進に寄与できると考え、下記の運用方法で実施させていただきます。

記

1 問合せ窓口・受付時間

受付時間：平日 8：30～17：00

夜間・休日は、基本的には受け付けていませんが、緊急に対応が必要な場合は、当院薬剤部へご連絡ください。

*FAX は、24 時間送信できます。

TEL：0263-72-3170

FAX：0263-73-8511

保険番号等に関すること（保険者番号・公費負担など）については、医事課で対応します。

2 適応対象外について

処方箋に当院医師による「疑義照会簡素化不可」のコメントを追記のある場合は、本[®]プロトコル適応対象外となります。

3 処方変更・調剤後の連絡方法

処方変更のあった場合は、FAX で当院薬剤部へご連絡ください。

当院薬剤部では、電子カルテ内の院外処方を修正のうえ、次回以降の処方に反映させます。

但し、後発医薬品へ変更する場合は、お薬手帳にて確認させていただきますので、ご連絡は不要とします。

4 遵守事項について

院外処方箋における合意書」に基づき調剤をするにあたり、下記事項を遵守してください。

(1)患者や家族に対し、処方内容の変更による費用の増減等の説明を必ず行い、同意を得る

こと。

(2) 処方医の指示やコメントを優先すること。

(3) 処方内容変更を、当院薬剤部に FAX すること。

(4) 麻薬・抗悪性腫瘍剤については本プロトコルの適応対象外すること。

(5) 本プロトコルの運用に際し、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則や生活保護法、厚生局の指導を遵守して対応すること。

5 薬剤の変更調剤に関する疑義照会不要例

(ただし、変更不可の指示がある場合・麻薬・抗悪性腫瘍剤に関するものは除く)

(1) 成分・用法・用量が同一の薬剤への変更

銘柄の変更 例 ジヤスピア錠 50mg ⇒ グラクティブ錠 50mg

後発→先発 (本人の希望時のみ) 例 アムロジピン OD5mg ⇒ ルバスク OD5mg

規格変更 例 アマリール錠 1mg 3錠 ⇒ アマリール錠 3mg 1錠

フェブリック錠 20mg0.5錠 ⇒ フェブリック錠 10mg1錠

ワルファリン錠 1mg2.5錠 ⇒ ワルファリン錠 1mg 2錠+ ワルファリンカルウム錠 0.5mg 1錠

剤形の変更 (外用剤は不可)

普通錠・カプセル ⇔ OD錠

カプセル ⇔ 錠剤

アレトロン酸錠 35mg ⇔ ホナロン経口ゼリー 35mg

ミヤBM錠 ⇔ ミヤBM細粒

バクダ配合錠 1錠 (粉砕) ⇔ バクダ配合顆粒 1g

※医薬品の安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。

※インスリンのデバイス変更は不可

外用薬の規格変更 (チューブ単位での容量変更)

例 リンデロンVG軟膏 5g 2本 → リンデロンVG軟膏 10g 1本

※軟膏剤⇔クリーム剤の変更は不可

(2) 一包化調剤

患者の希望あるいはアドヒアランス不良が一包化により改善されると判断できる場合に限り、医師からの一包化指示が得られたものとして一包化調剤を行うことを可とする。

※各医薬品の特性・安定性データに留意し調剤する。

(3)投与日数・用法の適正化及び残薬調整

薬剤の特性から処方日数の間違いが明確な場合

例 アルト[®]ロン酸 35mg (週 1 回内服) 1 錠 28 日分 ⇒ 4 日分

※処方間違いであることが明らかな場合に限る。(疑わしい場合は疑義照会を行う)

明らかな用法間違いの変更

例 アルト[®]ロン酸 35mg 1 錠 朝食後 ⇒ 起床時

ボク[®]リボース OD0.3mg 1 日 3 錠 3×毎食後 ⇒ 3×毎食直前

センバト[®]錠 12mg 1 回 1 錠 発熱時 ⇒ 便秘時

※アドヒアランス向上のため、あえて違う用法に変更していないか、患者や家族、お薬手帳等での確認は必ず行う。

※時間指定などの特殊な医師からの指示がある場合は、その指示に従う。

漢方薬の食後投与

「食後投与医師確認済」とし、処方箋記載のまま調剤する。

ドンパ[®]リドン製剤等の制吐剤の食後投与

「食後投与医師確認済」とし、処方箋記載のまま調剤する。

※初回の処方で「食後」の場合は、疑義照会する。

外用剤の用法

添付文書に記載の用法を優先する。

例 ロキソ[®]ロフェンテープ 1 日 2 回 ⇒ 1 日 1 回

残薬調整

例 クロピ[®]トゲル錠 75mg 30 日分 ⇒ 27 日分 (3 日分残薬があるため)

ルコンクリーム 1%10g 3 本 ⇒ 2 本 (1 本残薬があるため)

※減薬する場合に限る。

※定期内服の場合は、全く不要とせず、残薬が多くても 1 日分は残す。

※降圧剤や糖尿病治療薬などの治療上必要性が高い薬剤で残薬調整する場合は、機械的に残薬調整するのではなく、患者から検査結果等を確認するなどして、薬剤師による薬学的管理(服用状況と治療状況の評価)を必ず行い、問題がないと判断した場合に残薬調整を行う。

※同一患者で同一薬剤での残薬が発生する場合は、薬剤師として製剤変更や服用回数の見

直しなど処方医に処方提案を行う。

※PPI、オプロトクエン酸塩、ビタミン剤など、保険診療で漫然投与の制限がある薬剤で残薬調整する場合は、効果判定などの薬学的管理をした上で、処方医に対して減薬なども積極的に行う。

※残薬調整のみを行った場合でも、その内容を明記し、薬剤部 FAX73-8511 まで送信し報告する。

※アドヒアランスに問題があると判断される場合は、トレーニングレポートで当院へ情報提供する。

※次回の予定日まで処方日数が不足している等の理由で、投薬日数が処方箋の日数を超えて調剤しなければならない場合は、疑義照会する。

※重複投薬・相互作用等防止加算を算定する場合は、疑義照会する。(残薬調整を除く)

※受診できない場合や災害等の対策として、予備の必要性を患者と十分話し合った上で、残薬調整に係る処方日数及び数量の変更を行う。

「安曇野赤十字病院院外処方箋における事前合意プログラム」は2022年1月5日より施行

附則

厚生労働省による医療スタッフの協議・連携によるチーム医療の推進について（抜粋）

（平成22年4月30日医政発0430第一号）

各医療スタッフの専門性を十分に活用して、患者・家族とともに質の高い医療を実現するためには、各医療スタッフがチームとして目的と情報を共有したうえで、医師等による包括的支持を活用し、各医療スタッフの専門性に積極的に委ねるとともに、医療スタッフ間の連携・補完を一層進めることが重要である。

① 薬剤の種類、投与方法、投与期間などの変更や検査オーダーについて、専門的知見の活用を通じて、医師などと協議して実施すること。